

別紙様式第十三(裏面)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律(抄)

(療養等)

第22条 (略)

2～8 (略)

9 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 防衛大臣等が、第七項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定める場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

10 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース(自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 防衛大臣等が、第七項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 防衛大臣等以外の者が、第八項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

11 防衛大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

12 防衛大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

13 防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第九項若しくは第十項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

14 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

15 第十三項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

---

検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

備 考

1 用紙は厚質青紙とし、大きさは縦5.4センチメートル横8.5センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3.5センチメートル横2.5センチメートルとする。